

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

### 事業継続力強化支援事業の目標

#### 1 湧別町の現状

湧別町は、北海道の北東部、オホーツク海の中央部に位置し、北海道最大の湖であるサロマ湖を抱え、北はオホーツク海に面している。北見峠に水源をもつ湧別川流域に肥沃な大地が広がり、総面積は 505.79 km<sup>2</sup>となっている。

気候は、オホーツク海型気候地帯としての特色をもち、内陸部は四季を通じて比較的気温が高い反面、沿岸部はおおむね冷涼で、オホーツク海高気圧の停滞によっては北東の風により海霧が発生し、作物の生育を阻害することもある。年間平均気温は 6.2℃、年間降水量は 693mm 程度と少雨地域であり、冬期の降雪量は比較的少ない地域となっている。

(出典：湧別町強靱化計画令和 2 年 4 月より抜粋)

#### (1) 地域の災害リスク

(洪水：湧別町洪水ハザードマップ)

湧別町には一級河川湧別川が流れており、100 年に 1 回程度起こる大雨（計画規模）により氾濫した場合の浸水予想区域は、湧別川洪水ハザードマップによると、国道 242 号沿線の上湧別地区と中湧別地区中心市街地は浸水予想区域に含まれていないものの、国道 238 号沿線の湧別地区中心市街地は 0.5m 未満浸水予想区域とされている。

また、1,000 年に 1 回程度起こる大雨（想定最大規模）により氾濫した場合の浸水予想区域は、上湧別地区と中湧別地区及び湧別地区の中心市街地共に 0.5m～3.0m 未満の 1 階床上浸水が予想されている。

芭露地区は二級河川芭露川が流れており、1,000 年に 1 回程度起こる大雨（想定最大規模）により氾濫した場合、3.0m～5.0m の 2 階浸水が予想される。

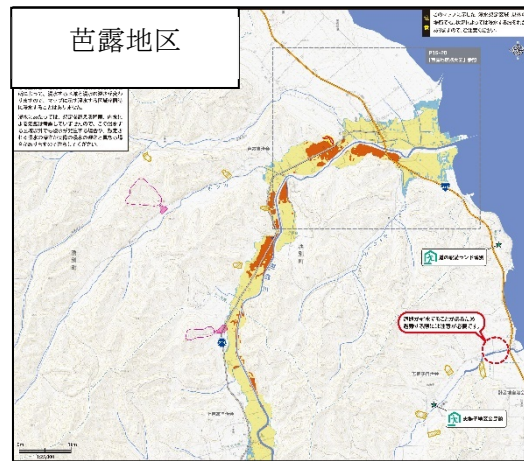
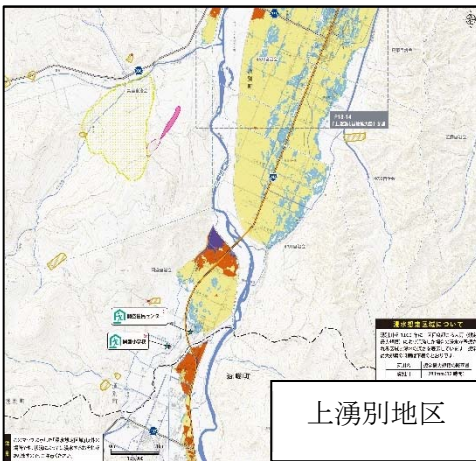
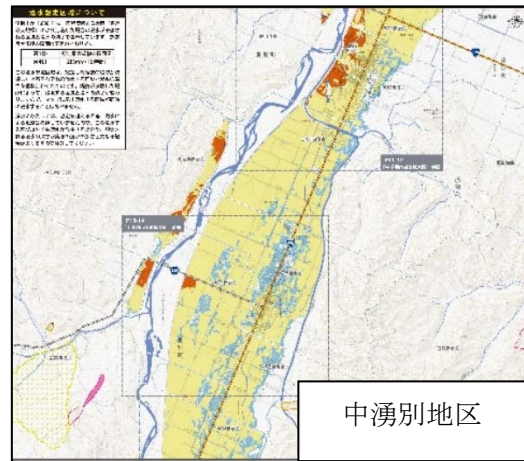
下記の表のとおり、1,000 年に 1 回程度起こる大雨の場合、小規模事業者の約 85% が浸水する事が予想されるため対策が必要とされる。

「想定最大規模（1,000 年に 1 回程度起こる大雨）の浸水深」

地域別	想定される浸水深	小規模事業者数
紫の地域	5.0～10.0m 未満	0
オレンジの地域	3.0～5.0m 未満	8
黄色の地域	0.5～3.0m 未満	244
水色の地域	0.5m 未満	8
白色の地域	浸水の懸念なし	44

(土砂災害：湧別町洪水ハザードマップ)

湧別町洪水ハザードマップによると、町内 46 カ所に土石流及び急傾斜地の崩落・地すべりによる土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域が指定されている。指定区域に小規模事業者は無いが道路が寸断される指定区域が有るため流通が途絶えた場合の対策が必要とされる。



(出典：湧別町洪水ハザードマップ)

(地震：湧別町強靱化計画、湧別町津波ハザードマップ)

北見山地からオホーツク海にかけての地域には、地震は多くないが、1956年に網走沖で発生した地震(M6.3)では、北見市常呂(ところ)町で地震の揺れによる小被害があり、網走市でごく小さな津波が観測された。湧別町強靱化計画によると網走沖における地震の津波到達時間は最短で地震発生後約30分で沿岸域に到達し、遅くても地震発生後約40分で沿岸域に到達する事が予想されている。湧別町津波ハザードマップによると、常呂沖、網走沖を震源とするM7.5の地震が発生した場合、湧別地区の港町・曙町が津波による2.0m未満の浸水が予想され、この地域には小規模事業者が点在している。

また、胆振東部地震の影響でブラックアウトが発生し、町内でも電力が復旧するまで商品の廃棄や物流が途絶えた影響などにより、売上が減少した。



(出典：湧別町津波ハザードマップ)

「常呂沖、網走沖を震源とするM7.5の地震が発生した場合の浸水深」

地域別	想定される浸水深	小規模事業者数
赤、オレンジ、黄色の地域	2.0m以上～5.0m未満	0
緑色の地域	1.0m以上～2.0m未満	3
青色の地域	1.0m未満	8

(その他)

湧別町は、低気圧や台風による水害は少ないが台風の経路によっては多大の被害をもたらすことがあり、平成27年には台風23号から変わった低気圧による大雨により河川の一部が決壊し床上浸水やデントコーンの倒伏など甚大な被害に見舞われた。

また、11月から3月にかけての降雪期は降雪量が70cmになることがあり、吹雪による交通被害の発生が予想される。年1回～数回程度国道238号線や道道および町道が通行止めになり流通に影響が出る事が有る。平成25年には道東を中心とした暴風雪により町内で1名の死者が発生した。

《過去における主な災害記録》

『水害』

発生年月	災害状況
平成27年10月	台風23号から変わった低気圧による大雨により、芭露川の水位が氾濫危険水位を超え、芭露地区全域227世帯、480名を対象に避難勧告を発令。 床上浸水が芭露小学校を含め4戸、床下浸水が18戸、河川の一部決壊や道路の陥没などの土木被害やデントコーンの倒伏などの農業被害などが発生した。損害1億3,730万円
平成28年8月	8月17日から23日にかけて、台風7号、11号、9号と3つの台風が相次いで道内に上陸し、記録的な大雨に見舞われた。 道路、河川の一部損壊、上湧別リバーサイドゴルフ場、河川緑地公園パークゴルフ場の冠水

『雪害』

発生年月	災害状況
平成25年3月	暴風雪により行方不明となった親子2名のうち父親が死亡。 農業用施設損壊66件損壊、損害1,080万円 漁船損傷3隻、損害20万円

(出典：湧別町強靱化計画)

(感染症)

新型コロナウイルスや新型インフルエンザといった感染症は、ほとんどの人がウイルスに対する免疫を獲得していないため、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。令和2年から感染が拡大している新型コロナウイルス感染症では当町や近隣市町村からも感染者が発生し多くの小規模事業者の売上が減少した。湧別町では令和3年5月から新型コロナウイルスワクチン接種を開始し、満12歳以上の接種を希望する町民へ接種を行った。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者数 348人 (独自データ)
- ・小規模事業者数 304人 (独自データ)

業 種		商工業者数	小規模事業者数	備 考
商工 業者	建 設 業	41	37	町内に広く分散
	製 造 業	43	37	〃
	卸 売 業	28	24	〃
	小 売 業	65	53	市街地に集中
	飲 食 業	33	33	〃
	サービス業・その他	138	120	町内に広く分散

(3) これまでの取組

1) 湧別町の取組

項 目	年 月	備 考
津波避難計画	H21	H25 改定
湧別町地域防災計画	H30.8	R2.8月改定
湧別町水防計画	H30.8	R2.8月改定
防災会議の実施	随時	最終開催日 R2.8月
防災訓練の実施	R1	2回実施
ハザードマップの配布	H31.4	全戸へ配布
防災備品の備蓄	R1	発電機 17 台、毛布 1,008 枚、石油ストーブ 18 台 電気ストーブ 1 台、段ボールベッド 60 個 アルミ折りたたみマット 400 枚 備蓄食料 (3 日分) 内訳：アルファ化米、ビスケット、ようかん 乾パン
湧別町強靱化計画	R2.4	
感染症対策	R3.5～	満 12 歳以上の町民へ新型コロナウイルスワクチン接種

2) 湧別町商工会の取組

項 目	年 月	備 考
火災共済への加入促進	随時	会員巡回訪問 H28年11件、H29年6件、R1年18件
損害保険への加入促進	R3.9	チラシ配布 233部
感染症対策	R2.7	新型コロナウイルス感染予防対策として全会員 236件に、消毒液とペーパータオルを配布
	R3.7	会員事業所が実施した新型コロナウイルスワクチン 職域接種希望者取りまとめ協力

## 2 課題

- ・1,000年に1回程度起こる大雨の場合、小規模事業者の約85%が浸水する事が予想されている。湧別地区の市街地など湧別川下流の地域は浸水のリスクが高いため防災意識が多少あるが、湧別町は自然災害が少ない地域のため小規模事業者を含む町民全体の防災意識が低い。そのため自然災害リスクを認識させるための周知を継続して行う必要が有る。
- ・緊急時の取組についての定めがなく、協力体制の重要性について具体的な体制やマニュアルが整備されておらず、職員の訓練や教育も行われていない。
- ・実施推進体制の構築及び責任者の強いリーダーシップの下での推進が必要となるが、ノウハウをもった人員がいない。
- ・地区内小規模事業者において感染予防対策がなされているが、体調不良者を出社させないルール作り、感染拡大時に備えたマスクや消毒液等の衛生品の備蓄等を整備している小規模事業者は少ないため必要性を周知していく必要が有る。

## 3 目標

- ・地区内小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事業継続力強化計画策定の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、具体的な体制やマニュアルを整備し、湧別町商工会と湧別町との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また、区域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

### ・成果目標

業 種	商工業者数 (独自データ)	小規模事業者数 (独自データ)	策定目標（事業継続力強化計画）				
			R4	R5	R6	R7	R8
建設業	41	37	3	3	2	2	2
製造業	43	37	2	2	3	3	2
卸売業	28	24	2	2	1	1	2
小売業	65	53	3	3	4	4	3
飲食業	33	33	2	2	2	2	3
サービス業・その他	138	120	8	8	8	8	8
合計	348	304	20	20	20	20	20

※策定目標については、湧別町商工会における人員体制を考慮したうえで、洪水及び津波の予想される浸水深が高い地域を優先し、おおむね3期（15年間）で地域の小規模事業者全てが策定するよう設定した。

・実施目標

項 目	目 的	目 標	
事前対策の 必要性を周知	地区内小規模事業者に対し災害リスク・感染症 等リスクを認識させるとともに、事前対策とし ての計画策定の重要性を認識させる	セミナー開催	年1回
計画策定の支援に 向けた内部協議	事業継続力強化計画策定希望事業者へ円滑に支 援するため職員間の連携と意思疎通を図る	職員会議及び 勉強会の開催	年1回
保険・共済普及に 向けた体制づくり	保険・共済に対する助言・加入手続きを行う	チラシ配布及 び巡回訪問	年1回
連携体制の推進	組織内にて発災後・感染症発生時に 速やかな 復興支援策が行える体制の構築	連携会議開催	年1回

4 その他

- ・事業継続力強化支援計画連携会議を年1回開催し、事業に対する評価及び状況や環境の変  
化による計画の見直しを行う。
- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

5 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和4年4月1日～令和9年3月31日）

6 事業継続力強化支援事業の内容

- ・湧別町商工会と湧別町の役割分担及び体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

湧別町	湧別町商工会
防災関連の情報提供	セミナー・個別相談会の開催事業
事業継続力強化計画策定に係る 助言・指導	継続力強化計画策定支援・ フォローアップ
災害等リスクの周知	
関係団体との連携	
防災訓練の実施	
応急対策時の対策及び復旧支援	

(1) 事前の対策

- ・事業継続力強化支援計画を湧別町商工会と湧別町が共有することにより、自然災害発災時や感染症発生時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。
- ・日常的に災害の発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施するとともに、湧別町商工会内部における職員会議及び勉強会の開催により、職員間の情報共有並びに連携を図る。

ア. 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- ・巡回経営指導及び窓口相談業務の際、過去における災害記録やハザードマップ等を用いながら、事業所の現状と災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策の重要性について説明を行う。
- ・商工会報やHPにおいて本計画を公表するほか、「事業継続力強化計画」の重要性の周知を行う。
- ・事業継続力強化の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーを実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては、業種別ガイドラインに基づき、感染症拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策につながる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置をするための支援策等を提供する。

イ. 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・湧別町商工会は、令和5年3月までに事業継続計画を策定予定

ウ. 関係団体等との連携

- ・全国商工会連合会と提携している損害保険会社等に専門家の派遣を依頼し、小規模事業者を対象とした普及啓発セミナーや保険内容の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。

- ・関係機関への普及啓発ポスターの掲示、セミナー等の共催依頼を行う。

## エ. フォローアップ

- ・小規模事業者の事業継続力強化計画等の取組状況の確認（年1回実施）

業種	商工業者数 (独自データ)	小規模事業者数 (独自データ)	策定件数					フォローアップ回数				
			R4	R5	R6	R7	R8	R4	R5	R6	R7	R8
建設業	41	37	3	3	2	2	2	3	3	2	2	2
製造業	43	37	2	2	3	3	2	2	2	3	3	2
卸売業	28	24	2	2	1	1	2	2	2	1	1	2
小売業	65	53	3	3	4	4	3	3	3	4	4	3
飲食業	33	33	2	2	2	2	3	2	2	2	2	3
サービス業・その他	138	120	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
合計	348	304	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20

- ・町と商工会で構成する事業継続力強化支援計画連携会議において、状況確認や改善点等について年1回協議し、本計画に記載した事業の実施状況及び評価検証を行う。また、評価結果はHPへ掲載することで地域の小規模事業者等が常に閲覧可能な状態とする。

## オ. 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（M7.5の地震）が発生したと仮定し、湧別町地域防災計画を基に連絡ルート等の確認を行う。

実施時期	年1回実施
訓練内容	発災後の連絡手段等の確認 発災後の指示命令系統・連絡体制の確認
訓練連携先	湧別町商工観光課

## カ. 発災時における被害報告基準について

- ・被害認定基準及び被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法については、湧別町地域防災計画に準じて策定する。

## (2) 発災後の対策

- ・自然災害等による発災時には、自身の安全確保、人命救助を第一とする。そのうえで、次の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関と連携した行動に繋げる。

### ア. 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後3時間以内に携帯電話等を活用して職員とその家族の安否確認を行う。  
連絡方法の優先順位 ①電話 ②メール（ショートメール・Eメール等）  
③SNS（LINE・メッセージ）
- ・安否確認後、近隣の大まかな被害状況、業務従事の可否について SNS のグループ機能等を活用し、情報の共有を行う。
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・管轄保健所による指導や新型インフルエンザ等対策特別措置法による、北海道知事からの感染防止に必要な協力要請に基づき、当会による感染対策を行う。

### イ. 応急対策の方針決定

- ・湧別町災害対策本部の方針に従い、湧別町商工観光課と連携をとり実施に向けた役割分担・スケジュールの作成を行う。また、職員自身の目視で命の危険を感じる自然災害等



の状況の場合は出勤せず、まず自身の安全を確保し、安全確保がされた後に出勤する。

・配備体制及び被害規模の目安は下記を想定する。

種別	配備の時期	配備要員
出勤	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域にわたる災害の発生が予想される場合、若しくは被害が甚大であると予想される場合</li> <li>・町内に震度6弱以上またはM7以上の地震が発生したとき</li> <li>・予想されない重大な災害が発生したとき</li> <li>・気象特別警報および氾濫発生情報が発表されたとき</li> </ul>	全職員
警戒	<ul style="list-style-type: none"> <li>・局地的な災害の発生が予想される時又は災害が発生したとき</li> <li>・町内に震度5弱またはM6の地震が発生したとき</li> <li>・氾濫危険情報が発表されたとき。</li> </ul>	事務局長 経営指導員 補助員
準備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気象業務法に基づく気象に関する防災気象情報が発令され、災害の発生が予想される時</li> <li>・町内に震度4またはM5の地震が発生したとき</li> </ul>	事務局長 経営指導員 補助員

※なお、連絡がとれない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

・本計画により、湧別町商工会と湧別町は、被害状況等を下記により共有する。

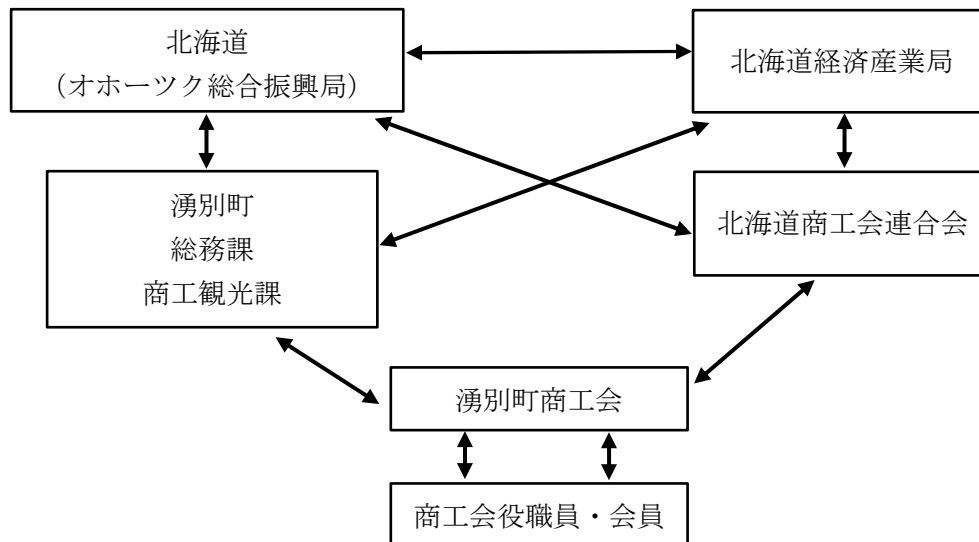
発災後～2週間	1日に2回共有する
2週間～4週間	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

・新型インフルエンザなど感染症まん延の場合、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

### (3) 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・自然災害等発生時に、被害を最小限に防止するため迅速かつ強力な指示命令系統・連絡体制を構築する。
- ・二次災害発生のおそれのある個所に対して、情報を共有し報告体制を整備することで発生防止措置に繋げる。
- ・湧別町商工会は原則、被害状況確認報告書にて、メールまたはFAX等により情報共有又は報告を行う。
- ・被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定については、湧別町地域防災計画に準じた方法により確認する。
- ・湧別町商工会と湧別町が共有した情報について、湧別町地域防災計画で定められている災害情報等報告取扱要領に基づき指定する方法にて、オホーツク総合振興局及び北海道商工会連合会に報告する。

・災害情報等報告取扱要領の報告方法



(4) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・地区内小規模事業者等の被害状況について、湧別町地域防災計画に準じた方法により確認する。
- ・相談窓口の開設について当町と相談し、安全性が確認された場所に設置する。
- ・被災事業者を対象にした補助制度等の施策について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・損害保険、各種給付金や補助制度等の申請手続きの支援を行う。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

(5) 地区内小規模事業者に対する復興支援

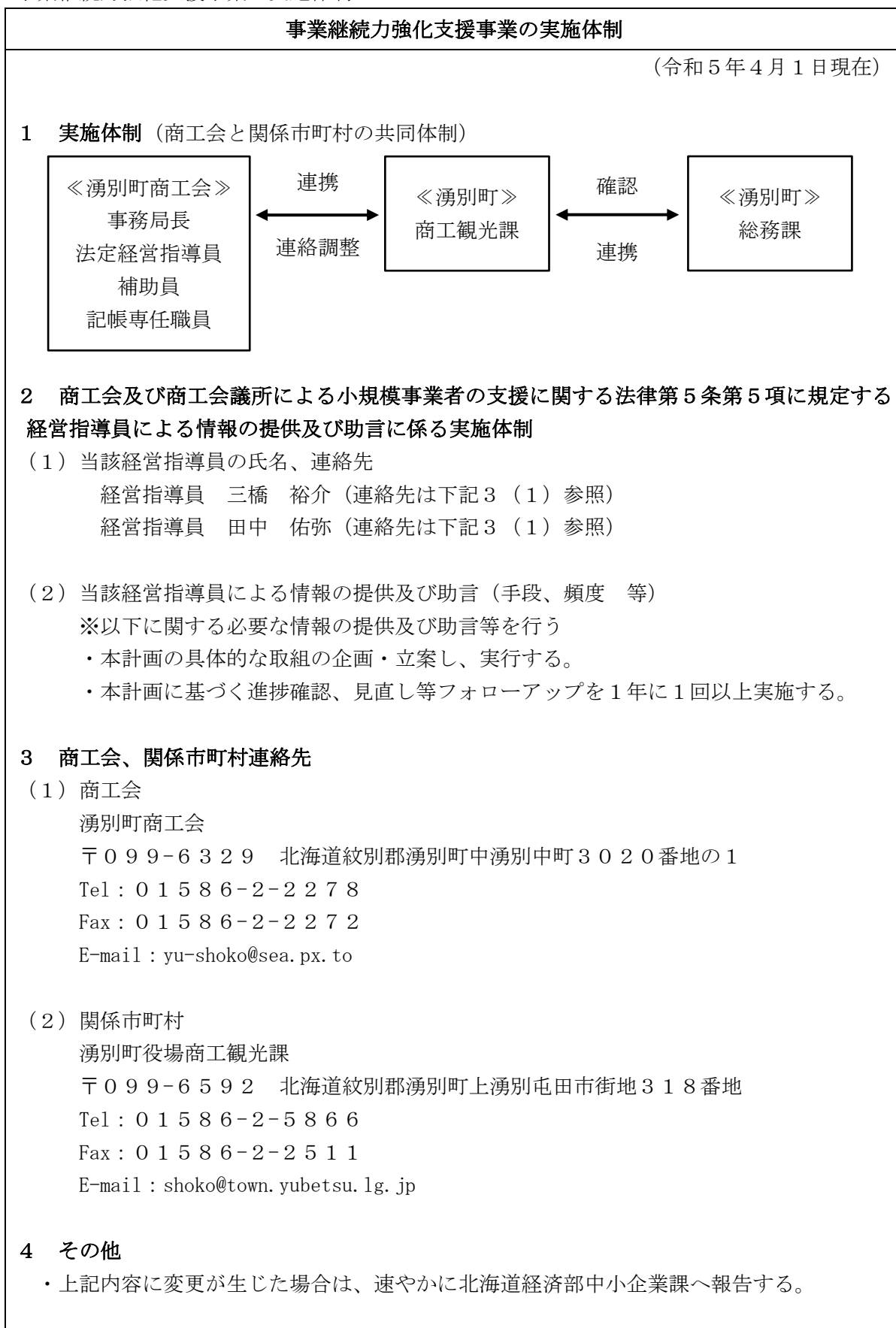
- ・湧別町の方針に従って復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を実施する。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を北海道や北海道商工会連合会に相談する。

(6) その他

- ・本計画は、湧別町・湧別町商工会のHP及び広報誌において公表し、支援小規模事業者に対する防災・減災対策についての周知を広く行うこととする。
- ・本計画内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

## 1 必要な資金の額

(単位 千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
必要な資金の額	250	250	250	250	250
・ 専門家派遣費	100	100	100	100	100
・ セミナー開催費	100	100	100	100	100
・ 防災、感染症対策費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

## 2 調達方法

調達方法
会費収入、湧別町補助金、道補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。